

在学生・教職員 各位

教務委員長
星野 晴彦

新型コロナウイルス感染症にかかった者等の授業出席の取り扱いについて
(2023年5月8日以降の対応)

2023年5月8日から新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類感染症に移行されることにともない、学校において予防すべき感染症にかかった者の出席停止基準を定める学校保健安全法施行規則も改正される予定です。

以上をふまえ、本学における対応を下記のとおりといたしますのでお知らせします。

記

1. 新型コロナウイルス感染症にかかった者の授業の取り扱い

変更後	出席停止・欠席扱い免除の対象とする。 (期間) <ul style="list-style-type: none">発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快(※)した後1日を経過するまで。(学校保健安全法施行規則第19条(2023年5月8日施行予定)) ※熱が下がり、痰や喉の痛みなどの症状が軽快した状態を指す登校再開後も発症後10日を経過するまではマスクを着用すること。 (手続) <ul style="list-style-type: none">登校再開後1週間以内に教務課又は教育支援課で所定の手続きを行うこと。
変更前	出席停止・欠席扱い免除の対象とする。 (期間) <ul style="list-style-type: none">発症日から国が定める退院または宿泊療養基準を満たし治癒が確認されるまでの期間(発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快(解熱剤を使用せずに解熱し、呼吸器症状が改善傾向)後24時間)。ただし、現に入院している場合は10日間。

2. 濃厚接触者の授業の取り扱い

変更後	欠席扱い免除の対象としない。
変更前	出席停止・欠席扱い免除の対象とする。 (期間) <ul style="list-style-type: none">保健所等から指示された期間(陽性者の感染可能期間内に陽性者と接触した日を0日とし翌日から5日間)。ただし、無症状であり2日目及び3日目に薬事承認された抗原定性検査キットによる検査を行い、陰性であれば3日目から待機解除とする。いずれの場合も7日間を経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認をすること。

3. 感染が疑われる者の授業の取り扱い

変更後	欠席扱い免除の対象としない。
変更前	出席停止・欠席扱い免除の対象とする。 (期間) <ul style="list-style-type: none">陰性と判定、又は症状軽快(解熱剤を使用せずに解熱し、呼吸器症状が改善傾向)後24時間。

4. 新型コロナウイルスワクチン接種に関する取り扱い

変更後	欠席扱い免除の対象としない。(2023年6月28日更新)
変更前	ワクチン接種当日を欠席扱い免除の対象とする。 ワクチン接種の副反応により授業を欠席する場合、接種当日を含め最大3日間を欠席扱い免除の対象とする。

以上

5月8日以降の新型コロナウイルス感染症に関する欠席扱い免除申請について

